第二期

島本町

子ども・子育て支援事業計画

概要版

計画期間
令和2年度
▼
令和6年度

令和2(2020)年3月

島　　本　　町

島本町教育委員会

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

我が国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に身の回りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により、課題が一層複雑・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は、変化し続けているといえます。

島本町では、平成 27 年 3 月に『島本町子ども･子育て支援事業計画』を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、『島本町子ども・子育て支援事業計画』が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、『第二期島本町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間として設定します。

（年度）

平成 30（2018）	平成 31/令和元（2019）	令和 2（2020）	令和 3（2021）	令和 4（2022）	令和 5（2023）	令和 6（2024）	令和 7（2025）	令和 8（2026）
第一期計画		第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（本計画）					第三期計画	

また、子ども･子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども･子育て支援事業計画」として、国の「子ども･子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

本町が抱える課題のまとめ

- 幼児教育・保育の提供量の確保と質の維持
- 安心して子育てができる支援体制の充実
- 子どもを地域で守り、健やかに育てる成長の支援体制の充実
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な取組の推進
- 子どもの安全に配慮した保育所・園の整備
- 療育支援の必要な児童へのきめ細かな対応の推進

計画の基本理念

本町では、次代を担う子どもが「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことを目指して、『すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成』を理念に掲げます。

すべての子どもが
主体的な存在として尊重され、
いきいきと育成される社会の形成

視点1 全ての子どもが健やかに成長できる環境づくり

障害児、虐待、貧困、外国人の増加等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

視点2 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

子どもを産み育てることに夢と希望を持ち、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援の充実を図ります。

視点3 全ての人が共に子ども･子育てに関われる環境づくり

地域や企業、学校、行政等の社会全体が、全ての子どもの心身ともに健やかな成長を実現するという目的を共有するとともに、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関わっていける環境づくりを進めます。

計画の基本施策の展開

基本施策の展開

1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもたちが地域の未来を担う宝であるという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びがつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。

〔重点施策〕
- 教育・保育環境の整備
- 就学前の教育・保育内容の充実
- 放課後の居場所の充実

2 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制の更なる充実を図ります。

〔重点施策〕
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 子どもと家族の健康な生活の支援
- 健康な心身を育てる食育の推進
- 子どもの健全育成
- 親育ちを支援するサービスの充実

3 生きる力を育む教育環境づくり

次代を担う子どもたちが、活気にあふれた学校生活を通して、子どもたちの一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことのできる環境を整え、豊かな人間性と確かな学力、健やかな体を養います。

〔重点施策〕
- 確かな学力向上等に向けた取組
- 豊かな心の育成に向けた取組
- 健やかな体の育成に向けた取組

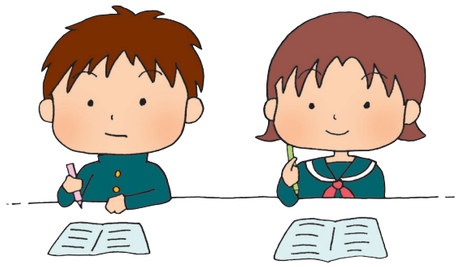

4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

子育てを家庭で協力しながら、楽しく進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

〔重点施策〕
- 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供
- 地域の子育て力の向上
- ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実
- 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

5 安全で安心して子育てができる環境の整備

行政と学校園等、地域、各種子育て支援事業との連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止対策や防災・減災教育の充実に取り組みます。

〔重点施策〕
- 安全・安心な子どもの生活環境の整備
- 子どもの交通安全の確保
- 子どもを取り巻く有害環境対策

6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

専門機関や専門職員との連携を強化し、支援が必要な家庭に優しい環境を整備していきます。

〔重点施策〕
- ひとり親家庭の自立支援
- 子育ての経済的負担の軽減
- 虐待防止等要支援児童対策
- 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

計画における量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域

本計画の提供区域は、島本町全域を１つとし、地域の事情に応じた柔軟な対応ができる体制をつくります。

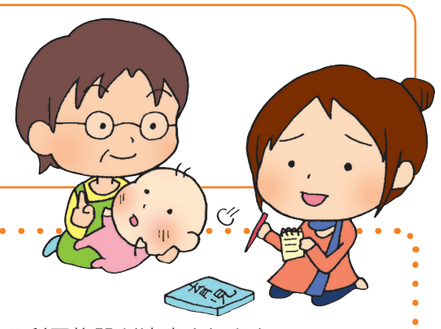

認定の区分

新制度では、３つの認定区分に応じて、幼稚園や保育所等の利用施設が決定されます。

■認定区分と利用施設

１号認定・・・・３－５歳　幼児期の学校教育（教育標準時間認定）
　⇒幼稚園、認定こども園
２号認定・・・・３－５歳　保育の必要性あり（満３歳以上・保育認定）
　⇒保育所、認定こども園
３号認定・・・・０－２歳　保育の必要性あり（満３歳未満・保育認定）
　⇒保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込み

認定区分	見込み（R2 年）	供給量との差	見込み（R6 年）	供給量との差
１号認定（3 歳～ 5 歳、教育希望）	334 人	-20 人	364 人	-61 人
２号認定（3 歳～ 5 歳、保育必要・教育希望）	118 人		129 人	
２号認定（3 歳～ 5 歳、保育必要・保育希望）	385 人	-143 人	419 人	3 人
３号認定（0 歳、保育必要）	181 人		209 人	
３号認定（1・2 歳、保育必要）	357 人		389 人	

令和２年度まで保育の供給量としては不足分が出る見込みですが、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき施設整備を充実させることで、令和３年度以降は、量の見込みに対して十分に対応できるほどの受入体制づくりに努めます。

また、１号認定については、令和２年度に認定こども園が１園開園すること、町外に所在する私立幼稚園等を選択される保護者も一定数おられることから、希望者のニーズに対応することは可能と考えます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	令和２年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 時間外保育事業（延長保育）	426 人	431 人	431 人	446 人	469 人
2. 放課後児童健全育成事業（学童保育室）					
1年生	223 人	217 人	213 人	225 人	229 人
2 年生	173 人	168 人	164 人	174 人	178 人
3 年生	133 人	130 人	127 人	135 人	137 人
低学年合計	529 人	515 人	504 人	534 人	544 人
4年生	117 人	120 人	122 人	117 人	116 人
5 年生	106 人	106 人	108 人	104 人	101 人
6 年生	65 人	61 人	63 人	59 人	58 人
高学年合計	288 人	287 人	293 人	280 人	275 人
3. 子育て短期支援事業	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	26 人日
4. 地域子育て支援拠点事業	8,688 人	8,496 人	8,448 人	9,000 人	9,708 人
5. 一時預かり事業・在園児対象型	6,569 人	6,866 人	6,921 人	7,016 人	7,168 人
・在園児対象型以外	2,767 人	2,794 人	2,794 人	2,902 人	3,047 人
6. 病児保育事業	55 人日	56 人日	56 人日	59 人日	60 人日
7. ファミリー・サポート・センター事業	808 件	805 件	800 件	815 件	838 件
8. 妊婦健康診査事業	3,424 人	3,427 人	3,448 人	3,778 人	3,959 人
9. 乳児家庭全戸訪問事業	290 人	290 人	292 人	320 人	335 人
10. 養育支援訪問事業	27 人	27 人	27 人	28 人	28 人

11. 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、本事業を実施します。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料無償化に伴い、新制度未移行の幼稚園の利用者に対して、本事業に基づき副食費の負担軽減を図ります。

13. 多様な主体の参入促進事業

地域内の実情に配慮し、また、国の動向に応じて、支援体制等の検討を進めます。

計画の推進体制

計画の推進に向けて

(1)推進体制

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協議により取り組みます。

(2)情報提供と周知

本計画の推進状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報しまもとや本町のホームページ、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

(3)広域調整や府との連携

町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備等、必要な場合については、周辺市町や府と連携・調整を図ります。

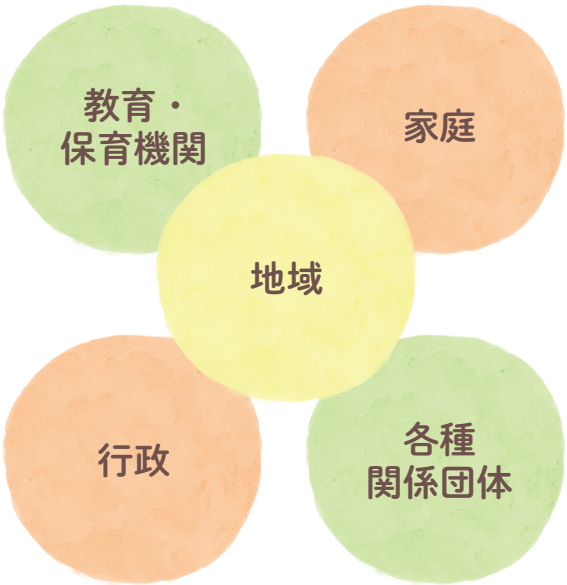

計画の評価等

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、管理するとともに、計画の進捗状況について、需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、町ホームページ等を通じて公表します。

第二期島本町
子ども・子育て支援事業計画
概要版

発行年月日:令和2(2020)年3月
発行:島本町教育委員会事務局教育こども部子育て支援課
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
Tel:075-961-5151(代表)Fax:075-962-0611